

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査によると、小諸市の人口は平成 12 年をピークに減少を始めているが世帯数は増加しており、核家族化が進行していることがわかる。

また、平成 26 年の工業統計調査によると市内製造業の 99%は中小企業であり、完成品メーカーが少なく、部品メーカーが多いという状況にある。

政府による経済政策により、経済情勢は変わってきており、企業訪問の際に「仕事はあるが人が足りないため、仕事を増やせない」という状況を聞くことが多くなった。実際、佐久地区の有効求人倍率は平成 26 年 8 月に 1.24 だったものが平成 30 年 4 月には 1.83 まで上がっており、人口減少と相まって労働力不足が深刻な問題となってきた。また、仮に雇用できたとしても技術の習得等には時間がかかるため、ただちに生産量の大幅な増加に直結しない場合もある。一方、古い設備については、生産量の頭打ち、電気代及び不良品率増加等によるコスト高という問題を抱えるため、新規設備への入替は生産性の向上に直結する。しかし、設備の導入は投資リスクであり、今の経済状況がいつまで続くか予想しにくい状況では、簡単には決断できない。

そこで、小諸市では、市内企業が生産性を上げ継続的な発展をしていけるよう、設備導入時の負担を軽減するために、市独自の助成制度を平成 29 年度に刷新し実施している。

また、今回、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、固定資産税の減免等を実施することで、市内中小企業者の先端設備等の導入を促進する。

#### (2) 目標

小諸市は、年間 5 件を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

計画期間において、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が基準年度比で年平均 3%以上向上すること。

### 2 先端設備等の種類

小諸市の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な産業が市の

経済、雇用を支えているため、本計画において対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。ただし、自立型の太陽光発電設備に関しては、平成28年度に策定した小諸市第5次基本構想において乱立による景観面及び排水面が地域の課題となっており、小諸市としては、本法における支援目的は、設備導入のための支援を行うことだけではなく、伸び悩んでいる中小企業の労働生産性を向上することと捉えていることから、太陽光発電施設は、課題を助長するおそれがあり主旨にもそぐわないと考えられるため、対象外とする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

市内中小企業者は特定のエリアに集中しているわけではなく、それぞれの営業に有利な地に点在するため、本計画において地域の指定はせず、小諸市内全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

当市の産業構造は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡っているため、本計画の対象業種・事業は、全てを対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・人員削減を目的とした取組は対象としない
- ・公序良俗に違反する事業を営む企業は対象としない。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定された暴力団若しくは暴力団関係企業若しくは会社法(平成17年法律第86号)第120条第1項の規定に違反した個人若しくは団体又はこれらに準ずる者若しくはその構成員(以下「反社会的勢力」という。)が組織する企業又は所属する企業は対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。